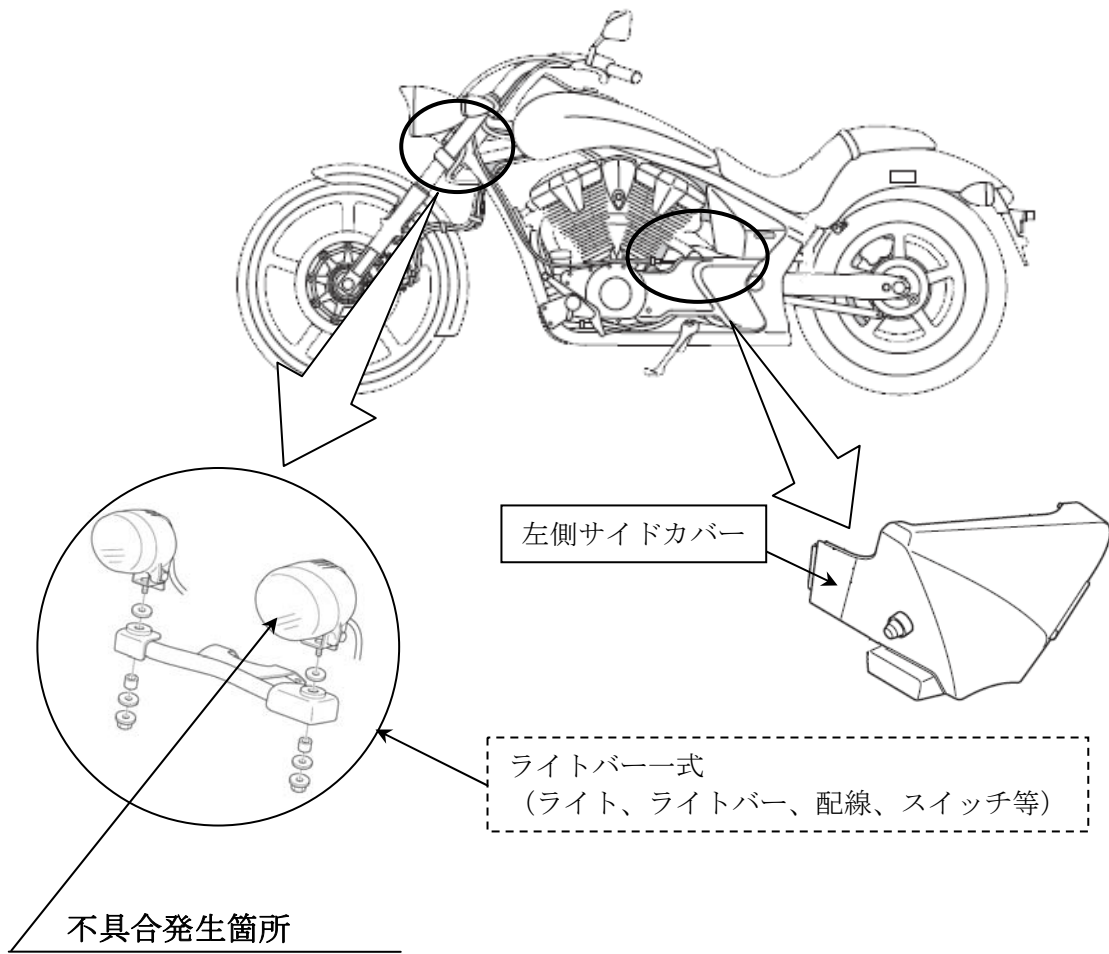


改善箇所説明図



後付け用品として販売したライトバーを装着すると道路運送車両の保安基準（前部霧灯の点灯条件、運転者への表示、配光基準）に抵触する。

改善の内容

全車両、当該ライトバー一式を取り外し、左側サイドカバーを新品に交換する。

注：[] は取り外し部品を示す。

[] は交換部品を示す。

識別：ライトバー一式を取り外すことから識別できる。